

平成 26 年 3 月 10 日

国 土 交 通 省

都 市 局

まちづくり推進課

都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画の認定について

都市再生特別措置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 2 月 13 日付けで三菱地所株式会社から申請のあった民間都市再生事業計画について、同法第 21 条第 1 項の規定により認定しました（内容等については別紙参照）。

[参考] なお、計画の認定を受けた民間事業者に対しては、都市再生特別措置法に基づく特例（都市再生緊急整備協議会における協議等）、金融・税制上の支援措置等が設けられています。

<本件に対する問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 担当：本村、新川

電話：03-5253-8111(代表)(内線 32-542、30-614)

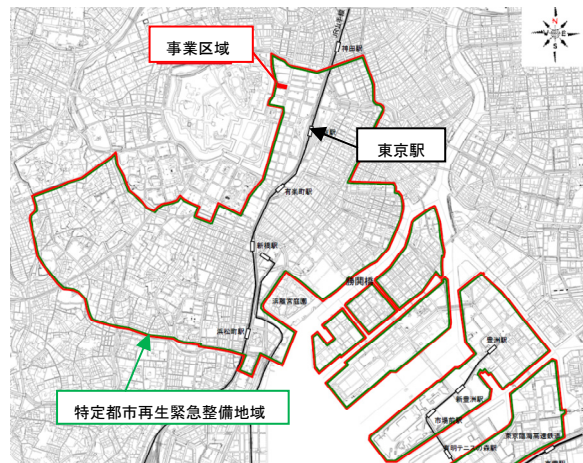
03-5253-8127(直通)

F A X : 03-5253-1589

認定民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成 26 年 3 月 10 日
2. 申請事業者の名称 三菱地所株式会社
3. 都市再生事業の名称 (仮称) 大手町 1 - 1 計画 B 棟
4. 都市再生事業の目的

本事業においては、国際金融をはじめとする中枢業務拠点である大手町地区において、中長期滞在に対応し、快適な滞在環境と高度かつ多様なビジネス支援機能を提供するサービスアパートメントを整備する等、この地区にふさわしい機能の強化を図る。それとともに、皇居に隣接する立地特性に相応しい都市環境の再構築、省エネルギーによる低炭素社会への貢献、大手町地区の安全性・快適性・利便性を更に高めることによる都市防災機能の強化への取組や歩行者ネットワークの整備により、東京の都市再生に貢献することを目的とする。



5. 事業施行期間 平成 26 年 4 月 14 日 ~ 平成 29 年 1 月 31 日
6. 事業区域
 - (1) 位置 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 5、2 番 13、2 番 14、2 番 16、2 番 17
 - (2) 面積 13,860.92 m²

7. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物番号	階数	建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地面積	延べ面積 の敷地面積 に対する割合	建築面積 の敷地面積 に対する割合
1	地上 29 階 塔屋 2 階 地下 5 階	5,454.51 m ²	149,210.54 m ² (130,735.03 m ²)	9,338.97 m ²	1,399.89%	58.41%

(2) 建築物構造、設備及び用途

- ・ 構造 地下：鉄骨鉄筋コンクリート造、地上：鉄骨造
- ・ 設備 電気設備、ガス設備、換気設備、給排水衛生設備、空調設備、防災設備
- ・ 用途 事務所、ホテル、飲食店、自動車車庫

(3) 公共施設の種類・規模等

広場 3,155.14 m² 緑地 955.34 m² 道路(民地内) 294.43 m²

8. 事業経緯

平成 26 年 4 月 14 日 工事開始予定
 平成 29 年 1 月 31 日 工事完了予定

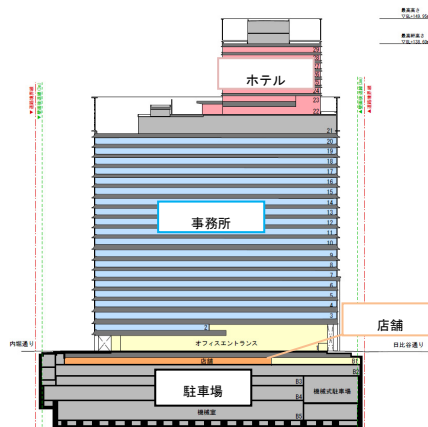
■ 事業スケジュール

平成 23 年度				平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度				平成 27 年度				平成 28 年度															
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1												
				基本設計、実施設計、建築確認等																															
												着工																							

■ 外観イメージ



■ 概要図



■ 周辺状況

